



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *81 蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則 (畜産課)..... 1
- *82 養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則 (")..... 3

○ 告示

- 999 生活保護法による指定医療機関の廃止 (社会福祉課)..... 5
- 1000 生活保護法による医療機関の指定 (")..... 5
- 1001 " (")..... 5
- 1002 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (介護サービス指導課)..... 6
- 1003 令和6年度及び令和7年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (成長産業推進課)..... 6
- 1004 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課)..... 9
- 1005 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 9
- 1006 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 10
- 1007 " (")..... 10
- 1008 " (")..... 10

○ 公告

- 入札公告 (成長産業推進課)..... 10

規 則

和歌山県規則第81号

蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則

蜜蜂転飼条例施行規則(昭和41年和歌山県規則第141号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

転飼許可申請書

県 証 紙

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
 電話番号
 携帯電話番号
 氏名又は名称
 及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので、蜜蜂転飼条例第 3 条第 1 項の規定により申請します。

記

転飼予定場所 所在地	左の土地所有者 住所氏名	蜂群数	転飼期間	申請前飼養場所 所在地	その他
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

備考

- 1 転飼予定場所所在地は、市町村名、大字名、字名及び地番又は緯度及び経度を記入することとし、これにより難しい場合には、現地が特定できる地図等を添付すること。
- 2 本申請の内容については、蜂群の適正配置又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。
- 3 転飼する蜜蜂が、ニホンミツバチの場合は、その他の欄に「和」と記入すること。
- 4 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の蜜蜂転飼条例施行規則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第82号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（平成25年和歌山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第1号様式（第2条関係） 蜜蜂飼育届</p> <p>略 電話番号 <u>携帯電話番号</u></p> <p>略 備考 1 略 2 <u>飼育場所は、市町村名、大字名、字名及び地番又は緯度及び経度を記入することとし、これにより難しい場合には、現地が特定できる地図等を添付すること。</u> 3 略 4 <u>飼育する蜜蜂が、ニホンミツバチの場合は、その他の欄に「和」と記入すること。</u> 5・6 略 別紙 略</p> <p>別記第2号様式（第2条関係） 蜜蜂飼育変更届</p> <p>略 電話番号 <u>携帯電話番号</u></p> <p>略 備考 1 略 2 <u>飼育場所は、市町村名、大字名、字名及び地番又は緯度及び経度を記入することとし、これにより難しい場合には、現地が特定できる地図等を添付すること。</u> 3 略 4 <u>飼育する蜜蜂が、ニホンミツバチの場合は、その他の欄に「和」と記入すること。</u> 5・6 略 別紙 略</p>	<p>別記第1号様式（第2条関係） 蜜蜂飼育届</p> <p>略 電話番号</p> <p>略 備考 1 略 2 飼育場所は、字及び番地まで記入することとし、<u>飼育場所の字又は番地が明らかでない場合は、現地が特定できる地図等を添付すること。</u> 3 略 4 飼育する蜂が、日本蜜蜂の場合は、<u>その他欄に「和」と記入すること。</u> 5・6 略 別紙 略</p> <p>別記第2号様式（第2条関係） 蜜蜂飼育変更届</p> <p>略 電話番号</p> <p>略 備考 1 略 2 飼育場所は、字及び番地まで記入することとし、<u>飼育場所の字又は番地が明らかでない場合は、現地が特定できる地図等を添付すること。</u> 3 略 4 飼育する蜂が、日本蜜蜂の場合は、<u>その他欄に「和」と記入すること。</u> 5・6 略 別紙 略</p>

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第3条関係)

転飼許可申請書

県 証 紙

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
電話番号
携帯電話番号
氏名又は名称
及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

転飼予定場所 所在地	左の土地所有者 住所氏名	蜂群数	転飼期間	申請前飼養場所 所在地	その他
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

備考

- 1 転飼予定場所所在地は、市町村名、大字名、字名及び地番又は緯度及び経度を記入することとし、これにより難い場合には、現地が特定できる地図等を添付すること。
- 2 本申請の内容については、蜂群の適正配置又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。
- 3 転飼する蜜蜂が、ニホンミツバチの場合は、その他の欄に「和」と記入すること。
- 4 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の養蜂振興法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第999号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年11月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南薬新 18-26	平成薬局	海南市船尾266	令和 6.8.12
有歯新 23-29	ささの歯科クリニック	有田郡有田川町下津野1106-3	令和 6.8.31

和歌山県告示第1000号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年11月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南薬新 34-06	平成薬局	海南市船尾265-7	令和 6.8.13
有歯新 33-06	ささの歯科クリニック	有田郡有田川町下津野1106-3	令和 6.9.1

和歌山県告示第1001号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年11月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
岩訪新 16-06	株式会社みらい	西牟婁郡上富田町市ノ 瀬2407-4	訪問看護ステーション ピースフル岩出	岩出市西野202-3 1st Place1-C	令和 6.10.1

和歌山県告示第1002号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和6年11月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業 者 番 号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30714014 79	株式会社チーム柳生	ケアステーションエ ール	和歌山県海南市且来58 4番地	訪問介護	令和 6.11.1	令和 12.10.31
30723010 74	合同会社にこ	訪問居宅介護事業所 にこ	和歌山県新宮市徐福一 丁目1-10 2F	訪問介護	令和 6.11.1	令和 12.10.31

和歌山県告示第1003号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年11月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

令和6年度及び令和7年度和歌山県工業技術センター電力調達

予定契約電力 380kW 予定調達電力量 1,475,125kWh

(2) 契約期間

令和7年3月1日から令和8年2月28日までの1年間（令和7年3月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第23条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和7年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあつては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

- (10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和6年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあつては、2の(9)の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は郵送により提出するものとする。

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

(ウ) 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の(8)の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の(9)の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の(10)の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1)のアからウまで及びコ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からス（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和6年11月8日（金）から同月21日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「物品販売」に記載されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1)のウからキまでの書類に代えることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年11月8日（金）から同月13日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和6年11月18日（月）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、和歌山県物品・役務電子調達システム（<https://www.edid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和6年11月13日（水）から同月21日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

和歌山市小倉60番地

郵便番号 649-6261

電話番号 073-477-1271

ファクシミリ番号 073-477-2880

電子メールアドレス e0603011@pref.wakayama.lg.jp

なお、3の(5)の和歌山県物品・役務電子調達システムから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和6年12月2日（月）までに通知する。
ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和6年12月9日（月）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参、電子メール又は書留郵便により5に掲げる場所等に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、令和6年12月16日（月）までに書面により回答するものとする。

和歌山県告示第1004号

令和6年和歌山県告示第452号（以下「告示第452号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を高野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年11月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

川端健一
森川暢一
中井明子
西浦トミ子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第452号のとおり

和歌山県告示第1005号

令和6年和歌山県告示第906号（以下「告示第906号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年11月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

高瀬農事実行組合
奥一郎
上地正吾
上地清士
沖勇
新屋修
上根義男
南新二
南務
山口久雄
芝忠夫
山口雅夫
和田隆治

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第906号のとおり

和歌山県告示第1006号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年11月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3680	紀の川市西井阪字菅井52番1の一部、53番1の一部、54番1の一部、水路	紀の川市中井阪209番地の5 タニガワ住宅株式会社 代表取締役 谷川義治	令和 6.10.22	6.00	36.06
				6.00	65.26

和歌山県告示第1007号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年11月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3673	岩出市西安上字村前78番1の一部、81番1の一部、82番1の一部、83番1の一部	和歌山市南材木丁二丁目10 株式会社フジシマ不動産 代表取締役 藤林正樹	令和 6.10.28	6.00	35.00
				6.00	36.93

和歌山県告示第1008号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年11月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3676	岩出市中島字古川633番1の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 6.10.28	6.00	62.41
				6.68	

公 告

入 札 公 告

令和6年度及び令和7年度和歌山県工業技術センター電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年11月8日

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の案件番号、調達の名称、場所及び数量

20249002752

令和6度及び令和7年度和歌山県工業技術センター電力調達

和歌山県工業技術センター 和歌山市小倉60番地

予定契約電力 380kW 予定調達電力量 1,475,125kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和7年3月1日から令和8年2月28日までの1年間（令和7年3月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和7年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和6年和歌山県告示第1003号に規定する令和6年度及び令和7年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小倉60番地

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課（以下「総務管理課」という。）

(2) 期間

令和6年11月8日（金）から同月21日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県物品・役務電子調達システム（<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和6年11月8日（金）から同月13日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、総務管理課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和6年11月18日（月）午後5時までに書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県物品・役務電子調達システムに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

6 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和6年12月4日（水）午前9時から同月18日（水）午後4時まで

イ 開札場所

和歌山市小倉60番地

総務管理課

ウ 開札日時

令和6年12月20日（金）午後1時30分

(2) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和6年12月18日（水）午後4時までに総務管理課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

10 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (5) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

総務管理課

イ 所在地

和歌山市小倉60番地

郵便番号 649-6261

電話番号 073-477-1271

ファクシミリ番号 073-477-2880

電子メールアドレス e0603011@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 1,475,125kWh to use at the Industrial Technology Center of Wakayama Prefecture

- (2) Time limit for tender :

1:30 p.m. 20 December 2024 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 18 December 2024)

- (3) Contact point for the notice :

General affairs and administration Division, Department of Planning and Administration,
Industrial Technology Center of Wakayama Prefecture,
60 Ogura, Wakayama City, 649-6261, Japan

TEL 073-477-1271

FAX 073-477-2880

e-mail e0603011@pref.wakayama.lg.jp